

嘉麻市農業振興地域整備促進協議会 会議録

1. 協議会の名称 令和4年度第1回嘉麻市農業振興地域整備促進協議会
2. 開催日時 令和4年8月22日（月） 9時30分～10時00分
3. 開催場所 嘉麻市役所 5階 委員会室3
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
6. 出席者
 - (1) 委員
委員 佐藤宗利、松熊茂、永水敏光、犬丸静雄、藤中孝幸、品原勇二、糸井幸夫、桑野尚作、添田實、大田俊夫、山崎健一
 - (2) 執行機関
農林振興課長 中島栄治、農林振興課参事 松尾典子、農林振興課課長補佐 飯田康宏
農政係長 塚本明弘、農政係 吉田隼人
7. 傍聴人数（会議を公開とした場合のみ） 0人
8. 議題及び審議の内容

【議題】

(1) 会長、副会長の互選について

【審議の内容】

(1) 事務局より、会長、副会長の互選方法について委員へ図ったが意見はなかったため、前回同様、会長は、農業協同組合からの推薦委員、副会長は、農業委員会からの推薦委員から選出との提案が行われ、全会一致で承認された。会長に大田俊夫氏、副会長に添田實氏が選任された。
9. 配布資料

(1) 次第及び出欠簿 会長、副会長の互選、条例（抜粋）の写し

上記に相違ないことを確認する

令和4年8月26日

会議録確認者署名 大田俊夫

添田實

令和4年度 第1回
嘉麻市農業振興地域整備促進協議会

日 時： 令和4年8月22日（月）午前9時30分
場 所： 嘉麻市役所 5階 委員会室3
出席者： 裏面の出欠簿のとおり

次 第

1. 開会

（1）農林振興課長あいさつ

2. 協議事項

（1）会長、副会長の互選について

3. その他

令和4年度第1回嘉麻市農業振興地域整備促進協議会 出欠簿

日時：令和4年8月22日（月） 午前9時30分

場所：嘉麻市役所 5階 委員会室3

	氏名	選出機関等	出欠	任期
委員	佐藤 宗利	農事区代表	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	松熊 茂	農事区代表	出・欠	R4.8.1～R6.7.31
	永水 敏光	農事区代表	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	犬丸 静雄	農事区代表	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	藤中 孝幸	農事区代表	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	品原 勇二	農事区代表	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	糸井 幸夫	農事区代表	出・欠	R4.8.1～R6.7.31
	桑野 尚作	農事区代表	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	山田 恵子	農業委員会委員	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	添田 實	農業委員会委員	出・欠	R4.8.1～R6.7.31
	嶋田 尋美	農業委員会委員	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	繩田 緑	農業委員会委員	出・欠	R4.8.1～R6.7.31
	大田 俊夫	農業協同組合員	出・欠	R4.8.1～R6.7.31
	山崎 健一	農業共済組合員	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
	北富 敬三	市議会が推薦した学識経験者	出・欠	R3.8.1～R6.7.31
事務局	中島 栄治	農林振興課長	出・欠	
	松尾 典子	農業委員会事務局長 兼農林振興課参事	出・欠	
	飯田 康宏	農林振興課長補佐	出・欠	
	塙本 明弘	農林振興課農政係長	出・欠	
	吉田 隼人	農林振興課農政係	出・欠	

嘉麻市農業振興地域整備促進協議会会長、副会長の互選について

嘉麻市農業振興地域整備促進協議会

会長（1人） _____

副会長（1人） _____

○嘉麻市農業振興地域整備促進協議会条例

平成18年3月27日

条例第131号

改正 平成20年12月25日条例第39号

平成29年3月23日条例第6号

平成30年6月26日条例第30号

(設置)

第1条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、嘉麻市の農業振興地域整備計画(以下「整備計画」という。)の策定のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市農業振興地域整備促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 整備計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) その他整備計画に関し、市長が特に必要と認める事項
- (一部改正〔平成30年条例30号〕)

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農事区代表 8人以内
 - (2) 農業委員会委員 4人以内
 - (3) 農業協同組合員 1人以内
 - (4) 農業共済組合員 1人以内
 - (5) 市議会が推薦した学識経験者 1人以内
- (一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(追加〔平成30年条例30号〕)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(一部改正〔平成20年条例39号・29年6号・30年30号〕)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。